

# 第17期 第39回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年7月25日(火) 午後1時28分～午後1時40分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室B

3 出席農業委員 ( 8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

4番 當間 康由 委員 ・ 5番 宮里 由美子 委員

7 付議すべき案件

報告第 219 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 220 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 221 号 現況証明願について

報告第 222 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 223 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 114 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第 115 号 一時転用承認願申請について

## 8. 会議の内容

- 議長 これから第 17 期豊見城市農業委員会第 39 回の総会を開催いたします。
- (午後 1 時 28 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日 1 日限りといたします。  
本日の出席委員は 8 名中全員 8 名ということで、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に第 4 番委員の當間康由委員と第 5 番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。  
これより報告案件に入ります。初めに、報告第 219 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 219 号「農地転用後利用状況の報告について」、2 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 219 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行します。  
次に、報告第 220 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。  
報告第 220 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 報告第 220 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。進行してよろしいでしょうか。  
特に質疑がないようですので、進行します。  
次に、報告第 221 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 221 号「現況証明願について」、5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 221 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行します。  
次に、報告第 222 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 222 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 222 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行します。  
次に、報告第 223 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 10 ページをお開きください。  
報告第 223 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 223 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行します。  
次に、議案審議に入ります。議案第 114 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の 12 ページをお開きください。議案第 114 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。  
整理番号 1 番につきまして 13 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 846 の 5、転用目的は貸資材置場。当該申請地は農地法第 4 条

第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号2番につきまして17ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根144の5、転用目的は貸駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号1番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が40%を超える農地となっています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号2番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が40%を超える農地となっています。現場は既に造成されていたことから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第114号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第114号については1件ずつ審議します。初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。では質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号1番については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。これより採決に移ってよろしいでしょうか。では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 次に議案第 115 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の 27 ページをお開きください。議案第 115 号「一時転用承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。申請案件についてご説明します。28 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 177 の 1。転用目的は資材ヤード。当該申請地は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当し、事業完了後の農地への復元が見込まれることから承認相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。では議案第 115 号については審議します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。  
では質疑なしと認めます。これより採決します。  
議案第 115 号について、承認条件を付して許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 115 号については承認条件を付して許可することに決定しました。  
それでは以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。  
これで本日の農業委員総会を終わります。大変お疲れさまです。

令和 5 年 7 月 25 日 (火)

午後 13 時 40 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

4番委員 菅原 厚子

5番委員 宮里 由美子

